

# 神奈川県 受動喫煙防止の取組

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案について

# 受動喫煙の健康影響

	確実なもの	可能性のあるもの
成人	肺がん、虚血性心疾患、副鼻腔がん	子宮頸がん、気管支喘息の悪化、呼吸機能の低下
子供	呼吸器感染症（肺炎や気管支炎など）、気管支喘息の発病と悪化、中耳炎、慢性の呼吸器症状、乳幼児突然死症候群	呼吸機能の低下
胎児 （妊婦本人の喫煙）	低体重出生、早産、周産期死亡、妊娠・分娩合併症、乳幼児突然死症候群	自然流産、先天異常、出生児の認識や行動の障害、小児がん
胎児 （妊婦以外の周囲の喫煙）	低体重出生	自然流産



## 条例制定の背景

- 世界 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」
- 日本 「健康増進法」
- 神奈川県 「がんへの挑戦・10か年戦略」

受動喫煙  
防止対策  
は不十分

- 受動喫煙の健康への影響についてどう思うか  
健康への影響がある 84.4% 健康への影響はない 1.3%
  - 受動喫煙防止対策は進んでいないと思う  
飲食店48.9% 娯楽施設42.0% 駅・バスターミナル32.3%
  - 条例で公共的施設での喫煙を規制することに  
賛成 88.5% 反対 4.6%
- 「受動喫煙に関する県民意識調査」より

公共的施設において、受動喫煙による健康影響を防止するための条例の制定を検討

# 条例制定に向けての取組

## 県議会での議論

## 県民や事業者の方々のご意見等

- ・ 知事と語ろう！ 神奈川ふれあいミーティング
- ・ 施設管理者等との意見交換会
- ・ 専門家等による条例検討委員会
- ・ 条例の基本的考え方に対する意見募集（パブリック・コメント）

## 現場訪問、現地調査

- ・ 飲食店、パチンコ店等の現場訪問
- ・ 香港、アイルランドの調査



受動喫煙防止条例（仮称）骨子案

## 骨子案のポイント

### ■ 条例の目的

受動喫煙による健康影響を防止し、県民の健康を守る

### ■ 対象施設、規制内容等

学校、病院、官公庁施設等

→ 禁煙

飲食店、宿泊施設、娯楽施設等

→ 禁煙 又は 分煙

非喫煙区域での喫煙

禁煙・分煙の非表示等 } 過料

### ■ 未成年者の保護

喫煙所、喫煙区域への立入不可

### ■ 周知期間と準備期間を設ける

## 対象となる公共的施設の区分

### 第1種施設

禁煙

- ① 学校
- ② 体育館・屋外競技場
- ③ 病院・診療所
- ④ 劇場
- ⑤ 観覧場
- ⑥ 集会場
- ⑦ 展示場
- ⑧ 百貨店・商店
- ⑨ 官公庁施設
- ⑩ 公共交通機関
- ⑪ 金融機関
- ⑫ 美術館・博物館

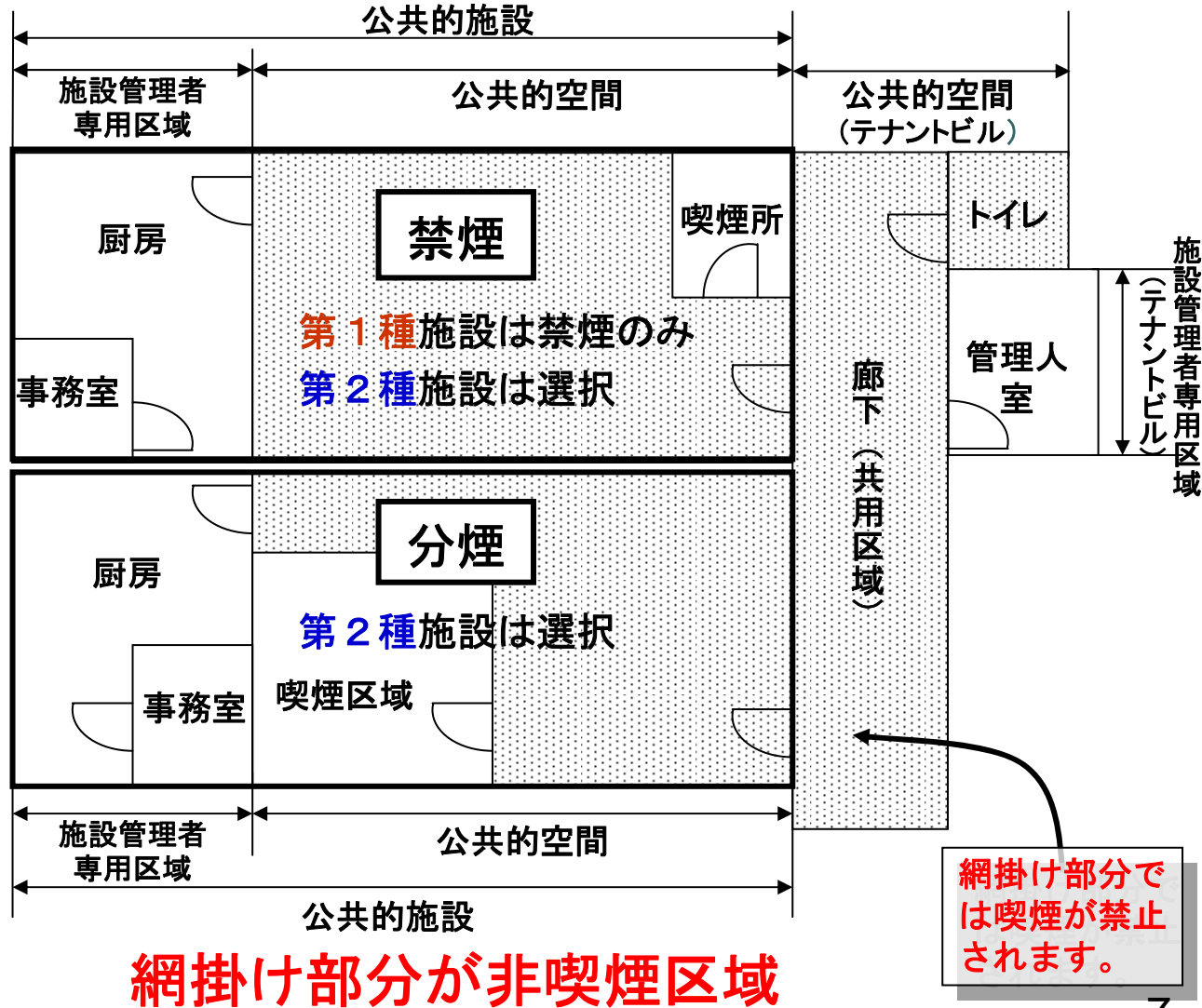
### 第2種施設

禁煙  
または  
分煙

- ① 飲食店
- ② ホテル・旅館等の宿泊施設
- ③ 遊技場・娯楽施設
- ④ サービス業施設

# 規制の概要

- 施設入口に禁煙、分煙の表示
- 喫煙できる場所から非喫煙区域に、たばこの煙が流れ出ないこと
- テナントビルの共用部分（廊下、トイレ等）は禁煙
- 未成年者を喫煙所、喫煙区域に立ち入らせない
- ◆ 分煙＝公共的空間を、基準を満たして喫煙区域と非喫煙区域に分ける



## 実効性を確保するための措置

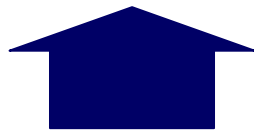
### 義務

#### <個人>

非喫煙区域で喫煙しないこと

#### <施設管理者>

- 施設入口等に禁煙・分煙等の表示をすること
- 喫煙区域に未成年者を立ち入らせないこと
- 非喫煙区域にたばこの煙が流れ出ないようにすること



義務違反は過料



## 条例の施行、進捗管理等

### 条例の施行

- 公布の日から6か月の周知期間を置いて施行
- 施行の日から6か月の準備期間を置いて、禁煙や分煙の表示義務や罰則を適用

### 適用の猶予

キャバレー、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、マージャン店等は、条例施行後3年間は適用を猶予

### 条例の進捗管理及び見直し

施行日から5年以内に必要な見直し

## 検討課題

### ■ 利用者が特定の者に限定される会員制施設

「喫煙ルールを私的自治に委ねるべき」

「加入が簡単な施設など多様かつ増加傾向にあり、限定が難しい」

### ■ 時間ごとに貸切ること等を目的とした施設（宴会場等）

「使う人の自主的な決定に委ねるべき」

「宴会等の参加者は、意に反する受動喫煙を避けられない」

### ■ 罰則（過料）の額

県内外の自治体の路上喫煙防止に関する条例での過料などを参考